

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四九

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「精神保健福祉センター」の次に「管理業務部、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和三年四月一日から適用する。